

議案第 6 0 号

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部改正について

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部を改正する条例

市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例(昭和 4 7 年条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「 2 8 , 3 3 2 平方メートル」を「 2 8 , 6 4 1 平方メートル」に改める。

第 2 5 条の見出し中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第 1 号中「每事業年度」を「、每事業年度」に改め、同条第 2 号中「毎年」を「、毎年」に改める。

第 3 8 条第 3 項第 2 号イ中「第 1 9 条の 8 第 1 項」を「第 1 9 条の 1 3 第 1 項」に改める。

第 5 0 条第 1 項中「第 5 1 条」を「第 5 1 条第 1 項」に改め、「委託手数料」の次に「の率」を加える。

第 5 1 条を次のように改める。

( 委託手数料の率の届出等 )

第 5 1 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示すること等により、委託者に周知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により卸売業者が定め、又は変更した委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いとなるときその他不適當であると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該委託手数料の率を変更すべき旨を勧告し、又は命ずることができる。

#### 附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定、第 2 5 条の改正規定及び第 3 8 条第 3 項第 2 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

## 理 由

卸売市場法の改正を踏まえ、卸売業者が委託者から卸売の販売委託を引き受ける際の委託手数料の率を定めることができることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。